

議案第 31 号

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく、自治体標準準拠システムへの移行に伴い、届出等の見直しを実施し不要となる届出を廃止するため、規定を整備する必要がある。

あきる野市印鑑条例の一部を改正する条例

あきる野市印鑑条例（平成 7 年あきる野市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」を「第 15 条」に、「第 17 条—第 20 条」を「第 16 条—第 19 条」に、「第 21 条—第 24 条」を「第 20 条—第 23 条」に改める。

第 12 条中「第 15 条」を「第 14 条」に改める。

第 13 条を削り、第 14 条を第 13 条とし、第 15 条を第 14 条とする。

第 16 条中「第 14 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条を第 15 条とする。

第 3 章中第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とし、第 19 条を第 18 条とする。

第 20 条第 1 項中「第 18 条」を「第 17 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 4 章中第 21 条を第 20 条とし、第 22 条から第 24 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 25 日から施行する。